

◇地域密着型特別養護老人ホームコスモス苑さとづか入居基本利用料金表◇

平成31年4月1日改正

	項 目	①施設サービス費 1日当たり	②基本加算 1日当たり	③合計単位数 ①+②	④介護保険から 給付される金額	⑤自己負担額 (1日あたり)
利 用 料	要介護1	644単位	153単位	797単位	7,273円	808円
	要介護2	712単位	153単位	865単位	7,893円	877円
	要介護3	785単位	153単位	938単位	8,559円	951円
	要介護4	854単位	153単位	1,007単位	9,189円	1,021円
	要介護5	922単位	153単位	1,075単位	9,810円	1,090円

※⑤の自己負担につきましては札幌市は地域単価10.14で計算しております。

②の加算内容について

看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	日常生活継続支援加算	個別機能訓練加算
12単位	23単位	46単位	46単位	12単位
栄養マネジメント加算	介護職員処遇改善加算Ⅱ		※栄養マネジメント加算・個別機能訓練加算は実施加算。その他は体制加算です。	
14単位	1ヶ月の利用総単位数の6.0%を加算 ※上記の料金表には介護職員処遇改善加算Ⅲは含まれておりません。			

※入居してから30日に限り初期加算が加算されます。

※30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も再度、初期加算算定

※上記加算の他に心身の状態・食事内容・入院・外泊等により別途加算が掛かる事も有りますので裏面を参照下さい。

※施設の体制・基準等により加算内容は変更する場合がございます。

◇居住費・食費の自己負担額（1日あたり）◇

	対 象 者	⑥食 費	⑦居 住 費 (ユニット型個室)
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方。	300円	820円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方。 ※公的年金収入額には遺族・障害年金などの非課税年金は含みません。 ※合計所得金額とは実際の収入金額ではなく、年金の所得や給与所得などの合計で、扶養などの控除額を引く前の金額です。	390円	820円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1・第2段階以外の方。	650円	1,310円
第4段階	上記以外の方	1,380円	2,100円

## ⑧◇介護保険適用外分（全額自己負担）◇

サービスの種類	金額	内容
特別な食事	実費	契約者が希望する特別なメニューの食事提供
理容・美容	実費	苑内で行う
クリーニング代	実費	苑での洗濯が困難で外部へ依頼したもの。
レクリエーション費用	実費	クラブ活動の材料費、有料施設の入場料、交通費・希望参加の費用
電気代（テレビ） （冷蔵庫）	月 500円 月 800円	各家電に要する電気代
金銭管理	月 1,500円	預金管理・支払い代行
その他	実費	日常生活において通常必要となるサービス

## ⑨その他加算についての料金

加算名	単位数	自己負担額	内容
初期加算	30単位	30円/日	入居日から30日間に限って算定。 ※30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も再度、算定
入院外泊時	246単位	249円/日	入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入居者が居宅における外泊を認めた場合は1ヶ月に6日を限度として算定
療養食加算	6単位	6円/回	疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づいて治療食が提供される場合
看取り介護加算	① 144単位 ② 680単位 ③ 1,280単位	① 146円 (1日) ② 689円 (1日) ③ 1,297円 (1日)	1・死亡日以前4日～30日 2・死亡日の前日・前々日 3・死亡日
排泄支援加算	100単位	101円/月	
褥瘡マネジメント加算	10単位	10円/月	
口腔衛生管理体制加算	30単位	30円/月	

※加算算定になる場合には必ず予め内容・金額をご説明いたします。

※上記以外にも施設の体制やご利用者様の心身の状況の変化等により加算算定になる場合がございます。

### 利用料の計算方法

⑤自己負担+⑨その他加算+⑥食費+⑦居住費+介護保険適用外分=1日の利用料

社会福祉法人 彩世会

地域密着型特別養護老人ホーム コスモス苑さとづか